

令和 8 年度 別府市デジタルガバメント推進アドバイザー業務仕様書

1. 業務名

令和 8 年度 別府市デジタルガバメント推進アドバイザー業務

2. 目的

本市では、別府市デジタルガバメント推進計画に基づき、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を目的として行政 DX を推進している。

現在、本市においては、スーパーアプリの導入、電子決裁システム及び電子処分通知システムの整備、生成 AI の活用、窓口業務改革（BPR）等の取組を進めている。

本業務は、行政 DX 及び情報セキュリティに関する専門的知見を有する外部人材から継続的な助言及び提言を受けることにより、本市デジタルガバメント推進計画の着実な推進及びデジタル施策の高度化を図ることを目的とする。

3. 業務概要

受託者は、本市情報政策課に対し、行政 DX 及び情報セキュリティに関する専門アドバイザーとして助言及び提言を行うものとする。

重点支援対象は次のとおりとする。

- (1) スーパーアプリ導入及び運用に関する技術的助言
- (2) 別府市デジタルガバメント推進計画の推進支援
- (3) 窓口 DX 及び BPR に関する助言
- (4) 電子決裁システム及び電子処分通知システムに関する助言
- (5) 生成 AI の活用及びガバナンスに関する助言
- (6) ローコード・ノーコードツール、RPA その他のデジタル技術を活用した業務改善及び業務効率化に関する助言
- (7) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する助言

4. 業務内容

(1) 定期情報共有及び助言の実施

受託者は、本市との情報共有及び行政 DX に関する助言を目的として、原則月 1 回程度、本市との協議の場を設けること。

実施方法は対面又はオンラインを基本とし、次の事項について情報提供、助言及び意見交換を行うものとする。

- ア 本市が推進するデジタル施策に関する事項
- イ スーパーアプリ、電子決裁システム及び電子処分通知システムに関する事項
- ウ 生成 AI 及びデジタル技術活用に関する事項

エ 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項

オ 国、県及び他自治体の先進事例、制度改正及び最新動向に関する事項

(2) 随時相談対応

受託者は、本市からの行政 DX 及び情報セキュリティに関する相談に対し、電子メール、チャット、オンライン会議その他適切な方法により随時対応すること。

また、本市にとって有益と考えられる制度改正、先進事例、セキュリティ動向、デジタル技術に関する情報については、必要に応じて能動的に情報提供及び助言を行うこと。

(3) スーパーアプリに関する支援

受託者は、本市が導入を進めるスーパーアプリについて、設計、運用、データ連携、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から専門的助言を行うこと。

また、必要に応じて事業者から提出される成果物、設計内容等について技術的観点から確認し、リスク及び改善点に関する助言を行うこと。

(4) デジタルガバメント推進計画支援

受託者は、本市デジタルガバメント推進計画の進捗状況を踏まえ、優先施策の整理、推進上の課題抽出及び今後の方向性について助言を行うこと。

(5) 窓口業務改革（BPR）及び窓口 DX に関する支援

受託者は、本市が推進する窓口業務改革（BPR）及び窓口 DX について、専門的知見に基づく助言及び提言を行うこと。

支援内容は次の事項を含むものとする。

ア 窓口業務プロセスの現状分析に関する助言

イ 窓口業務フローの見直し及び最適化に関する専門的助言

ウ デジタル技術の活用による業務効率化及び市民利便性向上に関する提案

エ 窓口 DX 推進に係る中長期的な方向性及びロードマップ検討に関する助言

オ 書かない窓口システムの導入に係る要件整理、業務整理及びシステム設計に関する技術的助言

カ 電子申請、電子署名、電子契約、電子決裁等との連携を踏まえた窓口サービス高度化に関する助言

キ 国が示すフロントヤード改革の動向及び先進事例に関する情報提供

ク スーパーアプリ、電子申請、書かない窓口、電子決裁及び電子処分通知を見据えた住民サービス全体最適化に関する助言

(6) 情報セキュリティ支援

受託者は、本市が導入又は運用する情報システムについて、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から助言を行うこと。

特にスーパーアプリ、生成 AI、クラウドサービス及び住民情報を取り扱うシステムについて重点的に助言を行うこと。

(7) 月次報告書の作成

受託者は、毎月の支援内容、助言事項、課題及び今後の対応方針を整理した月次報告書を作成し、本市へ提出すること。

5. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月14日まで

6. 進捗共有

受託者は、定例会議において業務進捗及び課題を共有するものとする。

7. 成果物

- (1) 業務実施計画書
- (2) 月次報告書
- (3) 最終報告書

8. その他

- (1) 受託者は、本業務に必要な専門的知見を有する者を配置すること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報について守秘義務を負うものとし、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、別府市個人情報保護法施行条例その他関係法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上決定するものとする。